

## 四條畷市男女共同参画推進事業者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすく子育てしやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、広く周知することにより、事業者の男女共同参画社会の普及及び推進を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 表彰の対象となる事業者とは、市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人のうち、第4条に規定する表彰の基準に該当すると認められるものとする。

### (応募)

第3条 表彰を受けようとする事業者からの申込み又は関係団体からの推薦は、四條畷市男女共同参画推進事業者表彰応募（推薦）申込書（様式第1号）を市長への提出により行う。なお、提出書類の取扱いについて、表彰に関わる審査以外の目的では使用しないものとする。

### (表彰の基準)

第4条 表彰は、前条に基づく申込又は推薦のあったものの中から、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業者について行うものとする。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進していること。
- (2) 女性の能力活用又は活動領域拡大に取り組んでいること。
- (3) 仕事と家庭が両立できる環境整備に努めていること。
- (4) その他男女共同参画社会を推進する取組を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる場合は表彰の対象としない。

- (1) 本表彰制度により過去に表彰を受けた場合
- (2) 重大悪質な法令違反及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題が生じた場合
- (3) その他、市長が妥当でないと判断した場合

### (審査会)

第5条 市長は、被表彰者を選考するため四條畷市男女共同参画推進事業者表彰審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は男女共同参画を所管する部の部長をもって充てるものとし、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 四條畷市男女共同参画審議会会長から指名された当審議会委員（2人以内）
- (2) 男女共同参画を所管する課の課長

- (3) 商工業の振興を所管する課の課長
  - (4) 特定教育・保育施設等に関する業務を所管する課の課長
- 4 審査会の出席については、対面その他、事情に応じてオンラインによる出席も可とする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、審査会の選考に基づき被表彰者を決定する。被表彰者については四條畷市男女共同参画推進事業者表彰決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(表彰及び公表)

第7条 市長は、表彰については表彰状を授与して行い、被表彰者の取組を次に掲げる方法等により公表するものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 広報誌への掲載
- (3) 報道機関への情報提供
- (4) その他の媒体による方法

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年9月2日から適用する。

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。